

## 契約締結前書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規程により、お客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

商号	株式会社あすなろ
住所	〒106-0032 東京都港区六本木三丁目18-12ゲッツビルディング605
E-mail	info@1376.co.jp
TEL	03-6459-1195 (転送・留守番電話の場合もあります)
FAX	03-6459-1196
金融商品取引業者	当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者です。 登録番号: 関東財務局長(金商) 第686号

### 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### 報酬等について

#### (1) 助言の内容及び方法並びにその回数

主に国内上場株式の価値等の分析、投資判断の助言。また価値に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行います。

##### ・ 会員

ID及びパスワードを発行し、電子メール又はサイトページ内を通じて情報を提供します。投資情報(デリバティブ・外国証券等を含む)を提供します。情報提供、個別の相談を受けつけます。(有料プランに申し込まない限り、会員登録は無料です。)

##### ・ 単発スポット契約プラン

当社が推奨する個別銘柄情報を原則週に1銘柄記載、更新し、電子メール又はサイトページ内を通じて配信します。

契約締結後、契約締結時交付書面を受け取った日を含めて10営業日(土日祝日その他当社の休業日を除いた日)以内に提供します。

\* 個別銘柄情報毎の提供日・情報料金は、募集時の内容詳細ページにて事前確認が可能です。

・ダイヤモンドVIP会員

会員の中から希望に応じ、ダイヤモンドVIP会員を受けつけます。契約期間中、単発スポット契約プランにて推奨する銘柄を提供します。その際、別途単発スポット契約プランの情報料は必要ありません。ただし単発スポット情報提供条件は以下の通りとします。

単発スポット情報公開の前営業日までに契約締結時書面が交付されていること。

参加いただける単発スポットプランは、契約期間中に情報公開された単発スポットプランとなります。

\* その他弊社が推奨する銘柄を電話、電子メールに配信又はサイト上に掲示し提供します。特別な事象が無い限り、原則週に2銘柄以上の推奨銘柄を提供します。

(2)報酬体系

①報酬体系

会員プラン	報酬額
単発スポット契約プラン	4,980円(税込5,478円)～300,000円(税込330,000円)

会員プラン	契約期間	報酬額
ダイヤモンドVIP会員	30日	298,000円(税込327,800円)
	90日	848,000円(税込932,800円)
	180日	1,600,000円(税込1,760,000円)
	360日	3,000,000円(税込3,300,000円)

※入会日の翌営業日より起算した日数となります。入会日とは、契約締結時(報酬の決済日)をいいます。

②報酬の支払い方法

お支払いの方法は原則として以下の通りとさせていただきます。

クレジットカード・銀行振込

③報酬の支払い時期

単発スポットプラン	原則契約時、前払い制
ダイヤモンドVIP会員	原則契約時、前払い制

(1)クレジットカードによるお支払を申し込んだお客様に対しては、契約お申し込み時に報酬を決済頂き、当社の指定する日時に電子メール又はサイトページ内を通じて助言に係わる情報を配信致します。

(2)銀行振込によるお支払を申し込まれたお客様は、当社指定の銀行口座に情報提供料金をお振込み頂き、当社でお振込みを確認した後、当社の指定する日時に電子メール又はサイトページ内を通じて助言に係わる情報を配信致します。なお、振込手数料はお客様のご負担となります。

【振込先】

三井住友銀行 赤坂支店 (普通)9220968 カ)アスナロ	みずほ銀行 赤坂支店 (普通)2280865 カ)アスナロ
-----------------------------------	----------------------------------

○有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは次のとおりです。

1.株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことや、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障をきたし、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果投資元本を割り込むことがあります。

## 2.信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

### ○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

#### (1)クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

※なお、単発スポット契約プランを契約したお客様については、銘柄の配信完了をもって投資顧問契約に基づく助言が完了したものとします。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用(書類、通信費等)相当額をいただきます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：単発スポット契約プランの場合は、所定の銘柄数が1銘柄の場合には、助言の提供が1回限りであるため、公開後の返金には一切応じないものとします。また、所定の銘柄数が複数の場合には、助言回数を割って計算した報酬額をいただきます。その他の契約の場合は、日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上、妥当であると認められる分のみ)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一元未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

#### (2)クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

①クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の30日前までの書面による意思表示で契約を解除できます。(従いまして30日間契約であるダイヤモンドVIP会員30日コースは契約を解除できません。)なお契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算し、書面を発した日の30日後までの額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

## ○租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

## ○投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了(契約を更新する場合は除きます。)
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約解除の申出があったとき。(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)
- ③ 当社が、契約の不成立及び契約解除に該当すると判断したとき。
- ④ 当社が、投資顧問業を廃業したとき。

## ○禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として又は顧客のために以下の取引を行うこと。
  - ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引。
  - ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理。
  - ・ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理。  
取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引  
外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - ・ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理。
- ②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭・有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ③顧客への金銭・有価証券の貸付け、又は貸付けの第三者への媒介、取次ぎ、代理をおこなうこと。

## 会社の概要

- |                      |             |       |       |
|----------------------|-------------|-------|-------|
| 1. 資本金               | 990万円       |       |       |
| 2. 役員の氏名             | 代表取締役 大石 恭嗣 |       |       |
| 3. 主要株主              | 大石 恭嗣       |       |       |
| 4. 分析・投資判断者          | 加藤 翠        | 藤井 勝行 | 木村 泰章 |
|                      | 池田 将人       | 大石 恭嗣 |       |
| 5. 助言者               | 加藤 翠        | 藤井 勝行 | 木村 泰章 |
|                      | 池田 将人       | 大石 恭嗣 |       |
| 6. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先 |             |       |       |

電話番号 03-6459-1195  
メールアドレス info@1376.co.jp

## 7. 当社が加入している金融商品取引業協会

関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

また、当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

## 8. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、お客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めております。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話 0120-64-5005(フリーダイヤル)(月～金/9:00-17:00祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

## 9. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会ください。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

## 10. 反社会的勢力の排除

(1) お客様及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。

② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(2)お客様又は当社的一方について、この契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができます。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

(3)当社が前項の規定によりこの契約を解除したときは、当社は、お客様に対して、約定報酬額に相当する金額(既に約定報酬の一部を受領している場合は、その額を除いた額。)を違約金として請求することができます。

## 11. 当社が行う業務

当社は投資助言業の他に、コンサルタント業を行っております。